

避難支援者向けチラシ

「制度」や「支援の内容」について

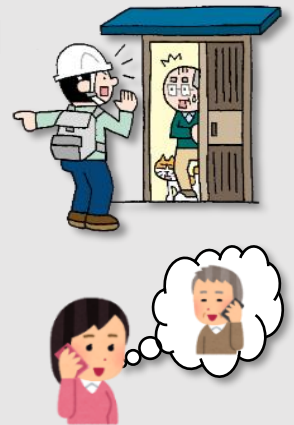
◆「避難行動要支援者支援制度(個別避難計画)」について

この制度は、あらかじめ避難の計画を作成することで、発災時に近所の方たちで助け合うことを目標としたものです。発災時は、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、隣近所で互いに助け合う「共助」も大変重要となります。



◆避難支援の内容について

避難支援の内容は様々ですが、「避難時の声掛け」や「安否確認の電話連絡」なども実効性の高い避難支援となります。（※平成30年の西日本豪雨では、多くの人が近所などの「声かけ」によって避難しました。）なお、この制度は避難支援をされる方の善意によって成り立つ任意の制度のため、避難支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。



◆避難支援者の個人情報提供について

計画に記載いただく避難支援者の「氏名」「電話番号」等の情報は、市が作成する『避難行動要支援者名簿』にも掲載され、地域の支援に係る人たちに情報提供される場合があります。地域へご自身の情報を提供されることを望まない場合は、市健康福祉総務課（55-5302）までご連絡下さい。



*避難支援等関係者：警察・消防機関、町内会・自治会、民生児童委員協議会、要配慮者支援組織（見守り組織）、自主防災組織、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

お問い合わせ先

「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」に関するお問い合わせは、
松江市役所 健康福祉総務課（55-5302）まで